

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 226

処 分 名	墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可	
処 分 の 概 要	墓地・納骨堂又は火葬場を経営しようとする者からの申請に基づき審査を行い、経営等の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）	
条 項	第10条第1項又は第2項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標準処理期間	計	20日
判断基準	<p>松山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の基準に適合しており、更に国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと判断された場合は許可する。</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（抜粋） （墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可） 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p> <p>松山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 （趣旨） 第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （許可基準） 第2条 法第10条第1項の規定による墓地の新設は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、これを許可しない。 (1) 使用者の増加又は区画整理等のため従来の墓地が著しく狭あいとなり、地方公共団体が共同墓地として新設しようとするとき。 (2) 寺院、教会等が墓地の新設を行うことがやむを得ないと認められるとき。 (3) 山間、へき地等で、付近に墓地がなく新設の必要が認められるとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、特別の理由により新設の必要が認められるとき。 （経営等の許可の申請） 第3条 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等経営（変更）許可申請書（様式第1号）正副2通を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 墓地等の位置及び付近の略図 (2) 墓地等の敷地及び建物の図面 (3) 土地の登記事項証明書 (4) 他人の土地であるときは、その所有者の承諾書 (5) 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し (6) 地方公共団体が申請する場合にあっては、当該地方公共団体の議会の議決書の写し、宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に定める法人をいう。）その他の法人が申請する場合にあっては、次に掲げる書類 ア 当該法人の規則、定款又は寄附行為の写し イ 当該法人の登記事項証明書</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

ウ 当該法人の意思決定機関の決定を証する書類

(7) 火炉煙筒の構造及び臭煙防止の方法（火葬場の場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

（設置場所の基準）

第4条 墓地等の設置場所は、人家、公園、鉄道、国道、県道その他重要な道路及び河川との距離が、墓地及び納骨堂にあつては200メートル以上、火葬場にあつては400メートル以上であつて、かつ、高燥でその付近の住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければならない。

2 市長は、周囲の状況によって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず許可することができる。

（構造基準）

第5条 墓地等の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 周囲に塀、さく、樹木等により障壁を造り、隣地との境界を明らかにすること。

(2) 墓地内には、適当な幅員を有する通路及び給水設備を設けること。

(3) 火葬場の火炉煙筒は、堅ろうな構造とし、臭煙の発散を防止する装置を設けること。

(4) 火葬場には、遺体保管場所、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。

（廃止の許可の申請）

第6条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等の位置及びその付近の略図

(2) 墓地等の登記事項証明書

(3) 地方公共団体にあつては墓地等の廃止に係る当該地方公共団体の議会の議決書の写し、宗教法人その他の法人にあつては墓地等の廃止に係る当該法人の意思決定機関の決定を証する書類、その他のものにあつては墓地等の使用者の当該墓地等の廃止に同意する書類

(4) 改葬計画書及び改葬についての市町村長の証明証の写し（墓地の場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

松山市墓地等の経営等の許可申請の手続を定める要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、墓地、納骨堂又は火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）に規定するものをいう。以下「墓地等」という。）の経営等の許可の手続に関し法及び松山市墓地、埋葬等に関する施行細則（平成12年規則第1号。以下「施行細則」という。）その他法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（申請前の協議）

第2条 法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可及び法第10条第2項に規定する墓地等の変更の許可（以下「経営等許可」という。）を受けようとする者（以下、これらを「申請予定者」という。）は、墓地等経営（変更）許可事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）を市長に提出するものとする。

2 事前協議書には、施行細則第3条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 墓地等の計画図面

(2) 公図の写し

(3) 墓地等の経営に必要な管理運営計画を定めた書類

(4) 墓地等を必要とする理由を記載した書類

(5) 墓地等予定地の境界に隣接する土地所有者の承諾書

3 市長は、第1項の規定による事前協議の内容が適当であると認めるときは、事前協議済書（様式第2号）を申請予定者に交付するものとする。

4 事前協議済書の交付を受けた者が、協議した事項を変更しようとするときは、事前協議事項変更届出書（様式第3号）、当該変更に係る第2項各号に掲げる書類及び当該事前協議済書を市長に提出するものとする。ただし、市長が軽微な変更であると認めるときはこの限りではない。

（標識の設置等）

第3条 前条の規定により事前協議済書の交付を受けた者は、当該墓地等の事業計画を周知するため、その概要を記載した標識を当該墓地等の敷地の外部から見やすい場所に設置し、第9条に規定する工事完了検査の通知を受ける日まで設置するものとする。

2 前項の規定により標識を設置したときは、次に掲げる書類を添付して標識設置届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

3 申請予定者は、当該墓地等の事業計画の内容を変更した場合は、標識の内容を変更するとともに、その旨を市長に届けるものとする。

(説明会の開催)

第4条 申請予定者は、次に掲げる者に対し、説明会により当該墓地等の事業計画の概要を説明するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(1) 墓地及び納骨堂にあってはその予定地の境界から200メートル以内の区域にある住宅等建物の所有者及び管理者（以下「近隣住民等」という。）、火葬場にあっては400メートル以内の区域の近隣住民等

(2) 墓地等予定地の境界に隣接する土地の所有者

(3) 墓地等が経営されることにより、前2号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

2 申請予定者は、前項の規定により説明会をしたときは、速やかに説明会報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 説明会の会議記録等を記載した書類

(2) 説明会に出席した者の住所及び氏名

(3) 説明会で配布した資料

(申請予定者の責務)

第5条 申請予定者は、当該墓地等の事業計画について、第4条第1項に掲げる者から協議の申出があったときは、これに誠実に応じるよう努めるものとする。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかに協議状況報告書（様式第6号）にその協議の内容を記載した書類を添付して市長に提出するものとする。

(工事施工通知)

第6条 市長は、施行細則第3条に規定する墓地等経営（変更）許可申請書が提出されたときは、法及び施行細則に基づきその内容を審査し、墓地等の事業計画について支障がないと認めたときは、当該申請者（以下「経営申請者」という。）に対し工事施工の通知をするものとする。

(工事着手届)

第7条 経営申請者は、前条に規定する通知後、工事に着手したときは、速やかに工事着手届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(工事完了届)

第8条 経営申請者は、工事が完了したときは、速やかに工事完了届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(工事完了検査等)

第9条 市長は、前条に規定する工事完了届の提出を受けたときは、検査を行い、施行細則第5条に定める基準に適合していると認めたときは、当該申請者に工事完了検査済の通知をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認めるときは、当該墓地等の工事について臨時に検査を行うものとする。

(経営等許可書の交付)

第10条 市長は、施行細則第3条に規定する墓地等の経営等許可をしたときは墓地等経営（変更）許可書（様式第9号）を交付し、許可をしない場合にあっては、許可をしない理由を書面に示し通知するものとする。

2 経営申請者は、経営等許可を受けた後でなければ、当該墓地等の使用を開始してはならない。

(委任)

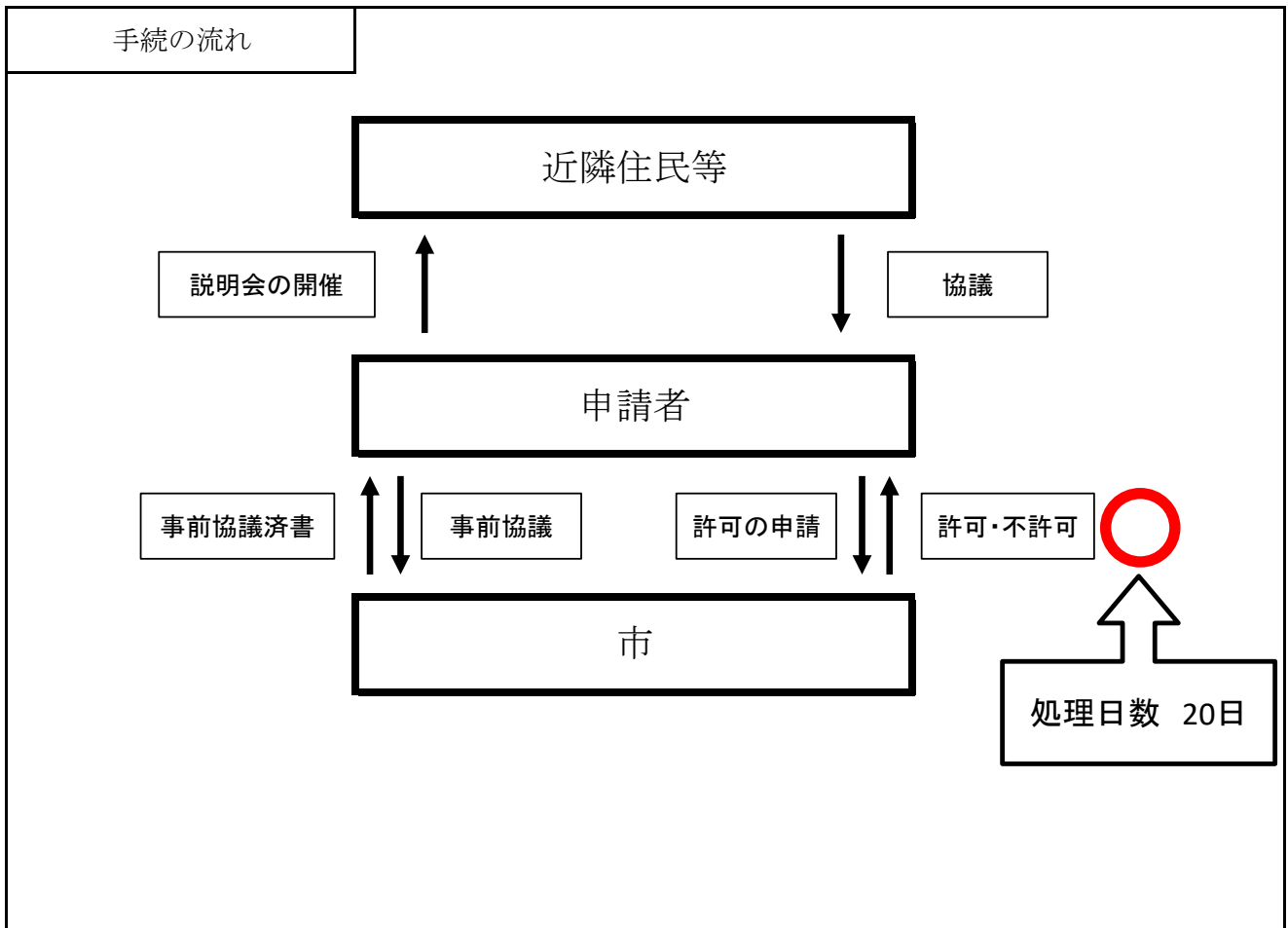
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現になされている申請については、なお従前の例による。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。